

# 大牟田市緑の基本計画

## 概要版

みんなではぐくむ 緑と花のまち おおむた

～緑を守り、活用し、共に生きる～



# 緑の基本計画とは？

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑に関わる総合的な計画です。

# 緑の役割

## 環境保全機能

- ・生物の生息、生育空間の形成
- ・都市気候の緩和
- ・大気、水の浄化
- ・良好な市街地環境の形成

## レクリエーション機能

- ・やすらぎの場
- ・余暇活動の場
- ・自然や土とのふれあいの場
- ・自然観察、環境教育の場

## 防災機能

- ・避難場所
- ・自然災害の防止、緩和（洪水調節、防風等）
- ・都市災害の防止、緩和（工業地との遮断等）

## 景観形成機能

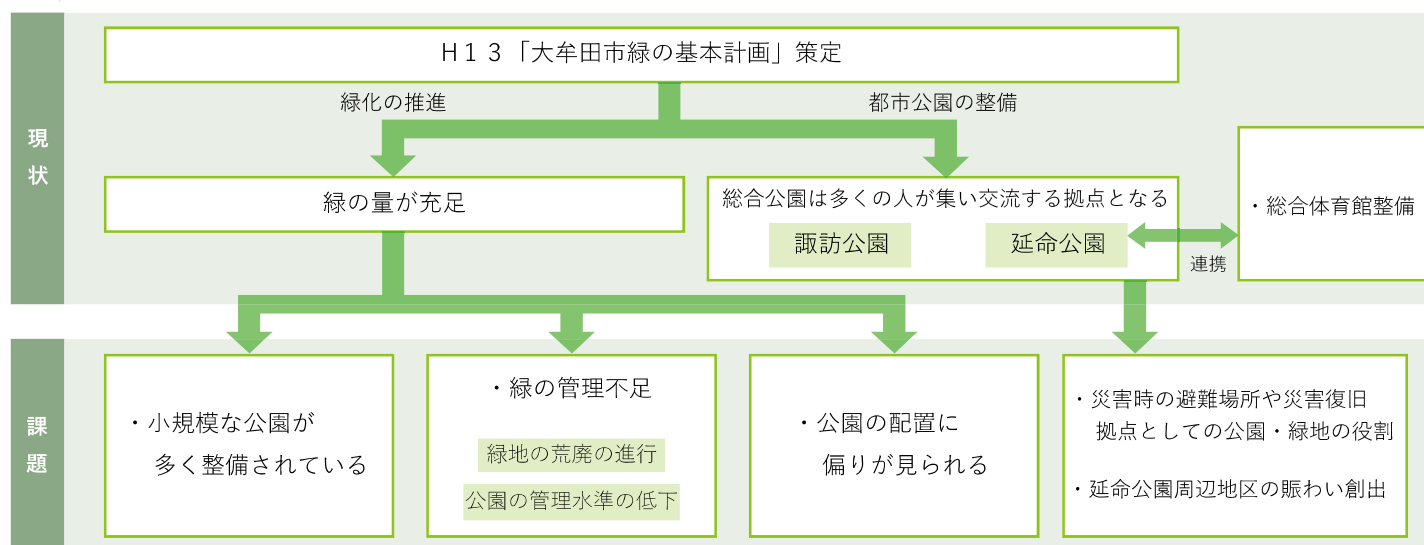
- ・郷土景観の形成（郷土色、歴史）
- ・都市景観の向上

# 緑ってなに？

本計画で対象とする「緑」は、以下のような様々なものを対象としています。

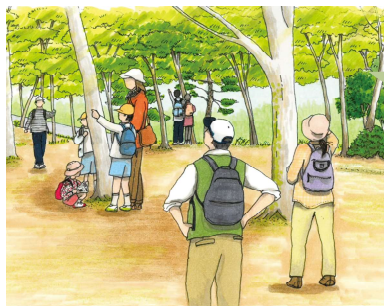


# 大牟田市の現状と課題



【公園全体のストック再編】【災害に強い公園づくり】【拠点となる公園の再整備】

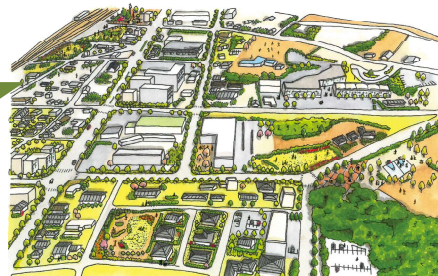
# 大牟田市が目指す緑のまちづくりの姿



豊富な自然環境を保全し、  
人と自然が共生するまちをつくります。



緑資源を有効に活用し、  
魅力あふれるまちをつくります。



緑とふれあい地域で支え合うまちをつくります。



## 基本理念

みんなではぐくむ 緑と花のまち おおむた  
～緑を守り、活用し、共に生きる～

## 基本方針

### 基本方針 1：緑を共に守る

- ・ 緑の骨格を形成する山々や、丘陵地、まとまりのある農地の保全に努めます。
- ・ 自然探索等の自然との接触機会を増やすための拠点整備に努めます。

緑の目標 1 豊かな自然を市民と共に後世に残していく



### 基本方針 2：緑を共に活用する

- ・ 全ての人々や自然にやさしい空間づくりに努めます。
- ・ 身近な公園の適正な配置、既存の公園についてニーズに応じた再整備等を進めます。
- ・ 地域の拠点となる公園の充実、市民に親しまれる公園の整備等に努めます。
- ・ 様々な社会活動の場所にに応じて、花や緑を効果的に配置するとともに、道路や河川の緑化により、緑のネットワーク化に努めます。

緑の目標 2 市民のニーズに適応した公園を充実させる



### 基本方針 3：緑と共に生きる

- ・ 市民参加機会の拡充や緑化の支援、緑の資源化やリサイクルの推進等により、緑と共に生きる施策を展開していくための基盤をつくりあげます。

緑の目標 3 市民と共に緑を育む活動を広げる



# 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

下表は基本方針に沿って、緑の目標を実現するための具体的な施策について示しています。

| 基本理念                                                  | 基本方針     | 緑の目標                | 施策の方向性            | 施策                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------|----------|---------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>みんなではぐくむ 緑と花のまち おおむた</p> <p>― 緑を守り、活用し、共に生きる ―</p> | 緑を共に守る   | 豊かな自然を市民と共に後世に残していく | 1. 緑の保全・活用        | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林の保全</li> <li>(2) 水辺の保全</li> <li>(3) 農地の保全・活用</li> <li>(4) 生物多様性の保全</li> <li>(5) 豊かな自然環境の活用</li> </ul> |
|                                                       | 緑を共に活用する | 市民のニーズに適応した公園を充実させる | 2. 都市の緑化推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市の緑化</li> <li>(2) 緑のネットワーク形成</li> </ul>                                                                |
|                                                       |          |                     | 3. 公園・緑地ストックの有効活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画決定公園の整備</li> <li>(2) 公園ストックの再編</li> <li>(3) 公園・緑地の適切な管理運営</li> </ul>                                |
|                                                       | 緑と共に生きる  | 市民と共に緑を育む活動を広げる     | 4. 市民協働           | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民との協働</li> <li>(2) 緑化の推進</li> <li>(3) 緑の資源化</li> <li>(4) 緑の教育</li> <li>(5) 緑の広報活動</li> </ul>           |

# 1. 緑の保全・活用

## (1) 森林の保全

- ①法令・条例により守られている緑は、法制度の適正な管理を継続します。
- ②市街地周辺の良好な風景、景観等が残る地区について風致地区の指定に努めます。
- ③良好な自然環境を残している緑について、特別緑地保全地区に指定して保全を図ります。
- ④名木、巨木等の保存樹木・保存樹林の指定に努めます。
- ⑤地域のシンボルとして後世に残すべき景観的に重要な樹木を「景観重要樹木」に指定し、保全を図ります。



## (2) 水辺の保全

- ①有明海の干潟は、公有水面埋立法や海岸法に沿った適正な保全・活用に努めます。
- ②河川や地下水の水質や土壌の監視を強化します。  
【新規施策】
- ③河川改修等に際しては、多自然川づくりに努めます。



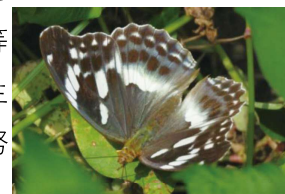
## (3) 農地の保全・活用

- ①市街化区域内に残る農地の保全と活用に努めます。  
【新規施策】
- ②市民農園の利用率の向上を目指します。



## (4) 生物多様性の保全

- ①自然環境の保全に努めるとともに、公園緑地や河川等を活用した生物の生息、生育空間の連続性の確保に努めます。  
【新規施策】



## (5) 豊かな自然環境の活用

- ①自然に触れ合いながら学ぶ環境教育等の活動を促進し、豊かな自然環境を守っていきます。

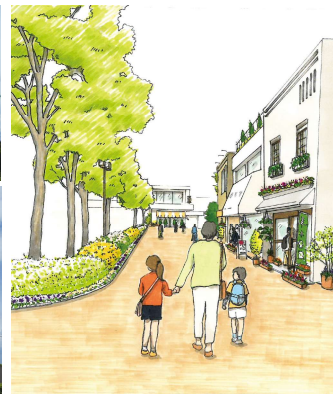
【新規施策】



## 2. 都市の緑化推進

### (1) 都市の緑化

- ①市が管理する施設について、緑の景観形成や環境教育に資する緑化に努めます。
- ②立地適正化計画における都市機能誘導区域や居住誘導区域内では、にぎわい創出や居住環境向上に資する緑とオープンスペースの活用・再編を推進します。【新規施策】
- ③一定の規模以上の開発行為に対し、法に沿った開発指導による緑地の確保に努めます。
- ④防災・減災機能を有する既存の緑を適切に維持するとともに、防災施設の整備に努めます。  
(グリーンインフラ) 【新規施策】
- ⑤緑化重点地区の植栽による緑化促進と、未利用地等の市民緑地としての活用等を促進します。



### (2) 緑のネットワーク形成

- ①街路空間の一部は市民ボランティアと協力して維持管理活動を継続します。
- ②眺望を確保した河川沿いの緑道や橋詰公園等の整備に努めます。



## 3. 公園・緑地ストックの有効活用

### (1) 都市計画決定公園の整備

- ①都市計画決定公園については、計画的な整備を進めます。
- ②長期未着手又は一部未供用の都市計画決定公園は、地域の実情に応じて計画的に見直します。  
【新規施策】

### (2) 公園ストックの再編

- ①小規模な公園については、地域ニーズや特性、公園の配置状況等を踏まえ、公園機能の分担・特化等による見直しや、立地の再編（統合、廃止）等を行います。【新規施策】
- ②公園施設等は、子育てや健康づくり等多世代のニーズに合った再整備に努めます。【新規施策】
- ③災害時にも活用できる公園施設の整備を、関係部局や地域と連携して推進します。【新規施策】
- ④緑の拠点である延命公園と諏訪公園は、四季折々の美しい景観づくりを推進するとともに、各公園の特徴を守り育て、積極的に情報発信します。  
(地域づくり拠点公園) 【新規施策】



## 4. 市民協働

### (1) 市民との協働

- ①校区まちづくり協議会や公園愛護会等の組織の連携を高め、地域と協働で行う管理活動の推進を支援します。地域住民との協働による公園利用等のルールづくりや公園管理を進めます。また、地域住民が交流活動等で公園を利用する場合の支援を拡充します。【新規施策】
- ②市民ボランティアの活動状況の広報や新規募集の取組みを支援します。さらに、校区まちづくり交付金制度の活用により地域の主体的な取組みを促します。【新規施策】
- ③ボランティアリーダーの発掘や育成に取り組みます。【新規施策】
- ④市民ボランティアの活動情報の共有や情報発信を進めます。また、ボランティア同士が交流する場をつくり、自主的かつ継続的な活動へとつながる支援を行います。



### (2) 緑化の推進

- ①住宅地、工業地、商業地等の民有地の緑化を奨励します。
- ②緑地協定区域を選定し、区域内の生垣づくりや壁面緑化等の助成制度の創設に努めます。また、緑化の講習会等を開催し、技術的な助成にも努めます。
- ③民有地緑化の助成制度を円滑に推進するために、緑化基金の創設に努めます。

### (3) 緑の資源化

- ①開発行為にともなう改変時には、樹木の移植等、緑を再利用するよう指導に努めます。
- ②剪定、伐採や除草等の作業によって生じる植物発生材をリサイクル施設で適切に処理します。

### (4) 緑の教育

- ①学校教育においては、子どもが楽しみながら緑の大切さ、緑の機能について体験学習を通じて学べるような環境教育の推進に努めます。
- ②ボランティアや環境活動団体、社会教育施設等と協力して、緑を学ぶ機会を提供します。市内の緑の状況等に関する基礎調査を進め、その情報をわかりやすく発信します。



### (5) 緑の広報活動

- ①広報誌やホームページ、SNS 等多様な手段を活用し、緑に関する情報発信に努めます。
- ②都市緑化推進運動等において開催している緑化イベントの継続や内容の充実に努めます。
- ③既存のコンクールの継続・内容の充実に加え、新たな制度や普及のための PR に努めます。





大牟田市緑の基本計画

2021(令和3)年3月 策定

発行 大牟田市

編集 都市整備部都市計画・公園課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL : 0944-41-2782 FAX:0944-41-2795

ホームページ <https://www.city.omuta.lg.jp/>